

令和5年5月8日

保育施設ご利用の
保護者の皆様へ

白山市健康福祉部こども子育て課

新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

日頃は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、ご家庭ではお子様の健康観察や感染症予防等にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが本日5月8日から5類感染症に見直されることに伴い、「学校保健安全法施行規則」及び「保育所における感染症対策ガイドライン」が改正されます。

これにより、今後の保育所や認定こども園における新型コロナウイルス感染症の取り扱いについて、下記のとおりお知らせをいたします。

皆様方におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、ご家庭における感染症対策の継続をお願い申し上げます。

記

1. ご家庭における感染症対策について

- 毎朝、登園前にお子様の健康観察を必ず行ってください。
- お子様に発熱等の症状がある場合は、登園を控え家庭で様子を見るとともに、かかりつけ医などの身近な医療機関に相談してください。
- 濃厚接触者の取り扱いはなくなりますが、ご家族等に感染があり登園する場合は、十分に健康観察をしてください。
- 園児が陽性となった場合は、他の感染症と同様、必ず利用施設にご連絡ください。

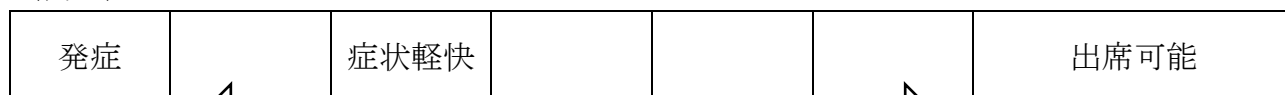
2. 学校保健安全法体系における位置づけについて

新型コロナウイルス感染症については、「第一種の感染症」と位置付けられていましたが、5月8日以降は、「第二種の感染症」（児童生徒の罹患が多く、学校で流行を広げる可能性が高い感染症）に位置付けられます。

3. 出席停止期間について

罹患した場合の出席停止期間は、「発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」となります。

(例1)



(例2)



4. 休園・保育料の減額について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休園、及び欠席日数に応じた保育料の減免措置は行いません。

※ 上記の内容については、状況の変化により変更することがあります。

【お問合せ先】

白山市健康福祉部こども子育て課
TEL (076) 274-9527